

大阪府のガイドラインを踏まえた
「学校関係者の役割」の見直しの検証

(1)校 長

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	A	B	C	D	E
1	○ 校内の食物アレルギー対応のすべての責任者。	◆ 校内における食物アレルギー対応のすべての責任者。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
2		◆ 職員の共通理解が持てるように指導する。	【追加する必要性】 有 ●下段の2項目を追加した場合は内容が重複するため不要	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
3	○ 対応委員会を設置し、開催する。		【追加する必要性】 有 ●現在「校内委員会」を開催しているため追加が必要	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ●市「手引き(P3)」に校内委員会の開催についての記載があるため
4	○ 対応委員会で決定した校内の対応方針を踏まえ、教職員に伝える。		【追加する必要性】 有 ●現在「校内委員会」を開催しているため追加が必要	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ●市「手引き(P3)」の連携組織図にほぼ同様の内容の記載があるため
5	○ 当該児童生徒等の保護者と個別面談を実施する。	◆ 保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方を説明し、理解を図る。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 (修正案) 当該児童・生徒の保護者と必要に応じて個別面談をし、その際に、学校の基本的な考え方を説明し、理解を図る。
6	○ 関係教職員と対応について協議し、決定する。	◆ 実施基準に照らし、関係教職員と話し合いの後、対応を決定する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
7		◆ 教職員に対して食物アレルギーについての知識や対応について周知を図る。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●2項目と内容が重複しているため削除
8		◆ 薬等の学校への持参を許可した場合は、必要なときに教職員が確実に本人に手渡せるよう、管理使用について研修等で、周知徹底を図る。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●2項目と内容が重複しているため削除
9	○ 関係機関及び消防機関と連携をとる。		【追加する必要性】 有 ●現在、連携を図っているため追加が必要	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ●現在、連携を図っていることを踏まえ明文化
10	○ 事故・ヒヤリハットが発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告する。	◆ 事故・ヒヤリハットが発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無

大阪府のガイドラインを踏まえた
「学校関係者の役割」の 見直しの検証

(1)校 長

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	F	G	H	I	J
1	○ 校内の食物アレルギー対応のすべての責任者。	◆ 校内における食物アレルギー対応のすべての責任者。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
2		◆ 職員の共通理解が持てるように指導する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●実際に職員に指導するのは、 養護教諭・栄養教諭が担っているため	【見直しの必要性】 無
3	○ 対応委員会を設置し、開催する。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ●安全性を高めるために必要と考える	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無
4	○ 対応委員会で決定した校内の対応方針を踏まえ、教職員に伝える。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ●校内で共有することで、危機感を保つことができる	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無
5	○ 当該児童生徒等の保護者と個別面談を実施する。	◆ 保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方を説明し、理解を図る。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●実施しているため	【見直しの必要性】 無
6	○ 関係教職員と対応について協議し、決定する。	◆ 実施基準に照らし、関係職員と話し合いの後、対応を決定する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
7		◆ 教職員に対して食物アレルギーについての知識や対応について周知を図る。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●実際に職員に指導するのは、 養護教諭・栄養教諭が担っているため	【見直しの必要性】 無
8		◆ 薬等の学校への持参を許可した場合は、必要なときに教職員が確実に本人に手渡せるよう、管理使用について研修等で、周知徹底を図る。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
9	○ 関係機関及び消防機関と連携をとる。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ●いざという時のために、日頃から連携した方がよい	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無
10	○ 事故・ヒヤリハットが発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告する。	◆ 事故・ヒヤリハットが発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告する。	【見直しの必要性】 有 ●ヒヤリハットは学期ごとの報告、周知となっているが、事案によっては即周知すべき	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無

大阪府のガイドラインを踏まえた
「学校関係者の役割」の見直しの検証

(1)校 長

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	K	L	M	N
1	○ 校内の食物アレルギー対応のすべての責任者。	◆ 校内における食物アレルギー対応のすべての責任者。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
2		◆ 職員の共通理解が持てるように指導する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●和泉市「項目2」を削除し、大阪府「項目3・4」に置き換えた方がわかりやすい	【見直しの必要性】 無
3	○ 対応委員会を設置し、開催する。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ●府ガイドラインにある保健主事の関りについて市手引きにはないため役割についての検討すべきかと考える	【追加する必要性】 有 ●和泉市「項目2」を削除し、大阪府「項目3・4」に置き換えた方がわかりやすい	【追加する必要性】 無
4	○ 対応委員会で決定した校内の対応方針を踏まえ、教職員に伝える。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ●府ガイドラインにある保健主事の関りについて市手引きにはないため役割についての検討すべきかと考える	【追加する必要性】 有 ●和泉市「項目2」を削除し、大阪府「項目3・4」に置き換えた方がわかりやすい	【追加する必要性】 無
5	○ 当該児童生徒等の保護者と個別面談を実施する。	◆ 保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方等を説明し、理解を図る。	【見直しの必要性】 有 ●校長が直接保護者と面談することを求めているなら、見直しすべき	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
6	○ 関係教職員と対応について協議し、決定する。	◆ 実施基準に照らし、関係職員と話し合いの後、対応を決定する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
7		◆ 教職員に対して食物アレルギーについての知識や対応について周知を図る。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
8		◆ 薬等の学校への持参を許可した場合は、必要なときに教職員が確実に本人に手渡せるよう、管理使用について研修等で、周知徹底を図る。	【見直しの必要性】 有 持参している薬について、中学校においては本人保管が基本であると考える	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
9	○ 関係機関及び消防機関と連携をとる。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ●消防の体制が変わらない限り、連携をうたっても体制が変わらないため現時点でできることはないが、市事務局は対応検討する必要があると考える	【追加する必要性】 有 ●現在もエピペンの人数を報告するなど、連携をとっているため	【追加する必要性】 無
10	○ 事故・ヒヤリハットが発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告する。	◆ 事故・ヒヤリハットが発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●「ヒヤリハット事例」の報告について教委から度重なる確認のため「報告をしないでおこう」という感覚になっていると感じる。各校からヒヤリハット報告が適切に提出される手立て検討	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無

大阪府のガイドラインを踏まえた
「学校関係者の役割」の見直しの検証

(2)学級担任

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	A	B	C	D	E
1		◆ 保護者からの連絡をすぐに関係職員に伝え、連携を密にしておく。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
2	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取組みプラン、緊急措置方法等について立案・把握する。		【追加する必要性】 有 ●「項目2・3」について、府の記載内容に合わせる方がわかりやすい	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無
3	○ 当該児童生徒等の保護者との個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。	◆ 保護者と面談した際、児童・生徒の実態、保護者の要望等を確認しておく。	【見直しの必要性】 無 ●「項目2・3」について、府の記載内容に合わせる方がわかりやすい	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
4	○ 給食時間は、決められた確認作業(声出し指し等)を確実にを行い、誤食を予防する。	◆ 給食時間までの事前確認及び給食時間中の確認作業を行い、誤配・誤食を予防する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
5	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無
6	○ 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。	◆ 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
7	○ 他の児童生徒等に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。	◆ 食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、他の児童・生徒にも機会を見つけて伝える。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
8		◆ 緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、職員間で確認しておく。	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無
9		◎ 他に追加する必要があると思われる役割					●校外学習等での弁当やおやつ の交換禁止の指導をする。 ●牛乳や卵のパック、プリンや ヨーグルトのカップなど食物ア レルギーの児童が触れると危険な ものを教室で再利用しないよう に指導する。

大阪府のガイドラインを踏まえた
「学校関係者の役割」の見直しの検証

(2)学級担任

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	F	G	H	I	J
1		◆ 保護者からの連絡をすぐに関係職員に伝え、連携を密にしておく。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
2	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取組みプラン、緊急措置方法等について立案・把握する。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無
3	○ 当該児童生徒等の保護者との個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。	◆ 保護者と面談した際、児童・生徒の実態、保護者の要望等を確認しておく。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
4	○ 給食時間は、決められた確認作業(声出し指差し等)を確実にを行い、誤食を予防する。	◆ 給食時間までの事前確認及び給食時間中の確認作業を行い、誤配・誤食を予防する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
5	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無
6	○ 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。	◆ 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
7	○ 他の児童生徒等に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。	◆ 食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、他の児童・生徒にも機会を見つけて伝える。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ● 可能であれば4月の給食指導開始前に各教室でアレルギーについて伝える機会を作る	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
8		◆ 緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、職員間で確認しておく。	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無
9		◎ 他に追加する必要があると思われる役割					

大阪府のガイドラインを踏まえた
「学校関係者の役割」の見直しの検証

(2)学級担任

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	K	L	M	N
1		◆ 保護者からの連絡をすぐに関係職員に伝え、連携を密にしておく。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
2	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取組みプラン、緊急措置方法等について立案・把握する。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ● 生徒の実態把握等を行っている現状を踏まえ、明記する方がよい	【追加する必要性】 無
3	○ 当該児童生徒等の保護者との個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。	◆ 保護者と面談した際、児童・生徒の実態、保護者の要望等を確認しておく。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
4	○ 給食時間は、決められた確認作業(声出し指差し等)を確実にし、誤食を予防する。	◆ 給食時間までの事前確認及び給食時間中の確認作業を行い、誤配・誤食を予防する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
5	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無
6	○ 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。	◆ 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
7	○ 他の児童生徒等に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。	◆ 食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、他の児童・生徒にも機会を見つけて伝える。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
8		◆ 緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、職員間で確認しておく。	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ● 「項目2」を追加した場合は内容が重複するため削除	【追加する必要性】 無

大阪府のガイドラインを踏まえた
「学校関係者の役割」の 見直しの検証

(3) 養護教諭

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	A	B	C	D	E
1	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取組みプラン、緊急措置方法を立案・把握する。		【追加する必要性】 有 ●和泉市の「項目2・3」は内容が重複していることを踏まえ、大阪府の「項目1・2」に合わせる方がわかりやすい	【追加する必要性】 有 ●緊急措置方法等の立案・把握は、養護教諭に知見が必須である	【追加する必要性】 有 ●緊急時に全職員が対応できるようにするために必要である	【追加する必要性】 有 ●把握しておくべき立場であると考え	【追加する必要性】 無
2	○ 当該児童生徒等の保護者との個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。	◆ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	【見直しの必要性】 有 ●和泉市の「項目2・3」は内容が重複していることを踏まえ、大阪府の「項目1・2」に合わせる方がわかりやすい	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
3	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、全教職員と情報共有する。	◆ 保護者と連携を図り、食物アレルギー対応が必要な児童・生徒の実態を把握する。	【見直しの必要性】 有 ●和泉市の「項目2・3」は内容が重複していることを踏まえ、大阪府の「項目1・2」に合わせる方がわかりやすい	【見直しの必要性】 有 ●特に栄養教諭未配置校では、養護教諭が中心となって全教職員と情報共有を図る必要があると考える	【見直しの必要性】 有 ●職員全体の意識が高める必要があると考える	【見直しの必要性】 有 ●担任が不在の時、誰でも対応ができるよう全教職員が把握している必要があると考える	【見直しの必要性】 無
4		◆ 学級担任、給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)との連携を図る。 ▶学級担任 ⇒ 該当児童・生徒の食物アレルギー状況の情報を提供する。 ▶給食担当(栄養教諭等) ⇒ 学校給食で対応している児童・生徒についての情報交換をする。	【見直しの必要性】 有 ●大阪府の「項目3」と内容が同じ ●全職員に情報共有することの必要性を踏まえ、大阪府の「項目3」に合わせる方がわかりやすい	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
5	○ 主治医、学校医、医療機関、消防機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。	◆ 食物アレルギー反応が出た場合の措置方法を確認しておく。 ▶主治医、学校医との連携を図る。 ▶当該児童・生徒が誤食した場合や、食物アレルギー症状がでた場合の応急処置の方法や連絡先を事前に確認しておく。	【見直しの必要性】 有 ●現在の文言でも問題はないが、上記の項目を全て大阪府に合わせるのであれば、本項目についても合わせる方が望ましい	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無

大阪府のガイドラインを踏まえた
「学校関係者の役割」の 見直しの検証

(3) 養護教諭

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	F	G	H	I	J
1	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取組みプラン、緊急措置方法等を立案・把握する。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ●現状において把握しているため
2	○ 当該児童生徒等の保護者との個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。	◆ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●実施しているため	【見直しの必要性】 無
3	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、全教職員と情報共有する。	◆ 保護者と連携を図り、食物アレルギー対応が必要な児童・生徒の実態を把握する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
4		◆ 学級担任、給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)との連携を図る。 ▶学級担任 ⇒ 該当児童・生徒の食物アレルギー状況の情報を提供する。 ▶給食担当(栄養教諭等) ⇒ 学校給食で対応している児童・生徒についての情報交換をする。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
5	○ 主治医、学校医、医療機関、消防機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。	◆ 食物アレルギー反応が出た場合の措置方法を確認しておく。 ▶主治医、学校医との連携を図る。 ▶当該児童・生徒が誤食した場合や、食物アレルギー症状がでた場合の応急処置の方法や連絡先を事前に確認しておく。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無

◆様式7個人調査票の内容について
○毎年の変化がわかりづらく、中学校にこの書式だけでは引き継ぎができない。内容の検討が必要なのではないか。

大阪府のガイドラインを踏まえた
「学校関係者の役割」の見直しの検証

(3)養護教諭

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	K	L	M	N
1	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取組みプラン、緊急措置方法等を立案・把握する。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ●和泉市「項目2～4」を大阪府「項目1～3」に置き換える方がわかりやすい	【追加する必要性】 無
2	○ 当該児童生徒等の保護者との個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に進行。	◆ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●和泉市「項目2～4」を大阪府「項目1～3」に置き換える方がわかりやすい	【見直しの必要性】 無
3	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、全教職員と情報共有する。	◆ 保護者と連携を図り、食物アレルギー対応が必要な児童・生徒の実態を把握する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●主となり対応する教職員の不在時も間違いがないようにするため、全職員との情報共有について明記する方が良い	【見直しの必要性】 有 ●和泉市「項目2～4」を大阪府「項目1～3」に置き換える方がわかりやすい ●現在「手引き」に記載している把握事項については引き続き記載すべき	【見直しの必要性】 無
4		◆ 学級担任、給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)との連携を図る。 ▶学級担任 ⇒ 該当児童・生徒の食物アレルギー状況の情報を提供する。 ▶給食担当(栄養教諭等) ⇒ 学校給食で対応している児童・生徒についての情報交換をする。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●和泉市「項目2～4」を大阪府「項目1～3」に置き換える方がわかりやすい ●現在「手引き」に記載している把握事項については引き続き記載すべき	【見直しの必要性】 無
5	○ 主治医、学校医、医療機関、消防機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。	◆ 食物アレルギー反応が出た場合の措置方法を確認しておく。 ▶主治医、学校医との連携を図る。 ▶当該児童・生徒が誤食した場合や、食物アレルギー症状がでた場合の応急処置の方法や連絡先を事前に確認しておく。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無

大阪府のガイドラインを踏まえた
「学校関係者の役割」の 見直しの検証

(4) 栄養教諭

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	A	B	C	D	E
1	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取組みプラン等を立案・把握する。		【追加する必要性】 有 ●和泉市の「項目2」を大阪府の「項目1・2」とする方がわかりやすい	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ●現在も実施しているため ●なお、追加にあたっては、全職員の役割に追加すべきと考える	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ●学校によって様式が異なることから、和泉市版「個別の取組みプラン」を作成のうえ、市「手引き」にも明記してはどうか
2	○ 当該児童生徒等の保護者との個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。	◆ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	【見直しの必要性】 有 ●和泉市の「項目2」を大阪府の「項目1・2」とする方がわかりやすい	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
3	○ 安全な給食提供環境を構築する。	◆ 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
4		◆ 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
5		◆ 必要があれば、保護者にアレルギー物質を含む食品が明記された詳細献立表、成分配合表を配付し、チェックをしてもらい、確認する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
6	○ マニュアルや個別の取組みプラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。	◆ 提供する場合は、献立作成や作業工程表を作成するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。	【見直しの必要性】 有 ●和泉市の「項目6・7」を大阪府に合わせる方がわかりやすい	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
7		◆ 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。	【見直しの必要性】 有 ●和泉市の「項目6・7」を大阪府に合わせる方がわかりやすい	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無

大阪府のガイドラインを踏まえた
「学校関係者の役割」の見直しの検証

(4) 栄養教諭

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	F	G	H	I
1	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取り組みプラン等を立案・把握する。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無
2	○ 当該児童生徒等の保護者との個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。	◆ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【追加する必要性】 無
3	○ 安全な給食提供環境を構築する。	◆ 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有
4		◆ 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有
5		◆ 必要があれば、保護者にアレルギー物質を含む食品が明記された詳細献立表、成分配合表を配付し、チェックをしてもらい、確認する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有
6	○ マニュアルや個別の取り組みプラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。	◆ 提供する場合は、献立作成や作業工程表を作成するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
7		◆ 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無

◆ 毎月の献立の確認に関する様式
○ 学校ごとに献立の確認方法が異なるため
◆ 返金についての記載
○ 給食費の返金対応、文書料についてもマニュアルにまとめて欲し
◆ 実施決定通知書、返金決定通知書の省略
○ 事務量が煩雑なので、万が一アレルギー対応の申し出が不可の場合はその旨を連絡するため、実施決定通知や返金可否決定通知はなくてもよいのではないか。

大阪府のガイドラインを踏まえた
「学校関係者の役割」の見直しの検証

資料2

(4) 栄養教諭

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	K	L	M	N
1	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取組みプラン等を立案・把握する。		【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 無	【追加する必要性】 有 ●生徒の実態把握等を行っている現状を踏まえ、明記する方がよい	【追加する必要性】 有 ●表題変更 学校給食⇒学校(食物アレルギー対応は給食だけではないため)
2	○ 当該児童生徒等の保護者との個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。	◆ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
3	○ 安全な給食提供環境を構築する。	◆ 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
4		◆ 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●「協議する」を『協議し、個別の取組みプラン等を立案する。』に変更
5		◆ 必要があれば、保護者にアレルギー物質を含む食品が明記された詳細献立表、成分配合表を配付し、チェックをしてもらい、確認する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●「詳細献立表」を『献立表』に変更
6	○ マニュアルや個別の取組みプラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。	◆ 提供する場合は、献立作成や作業工程表を作成するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
7		◆ 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスを	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
		◎ 他に追加する必要があると思われる役割				◆除去食を解除する際は、家庭でアレルギー物質を含む食品を複数回喫食しても、症状が誘発されなかったことを確認する。

大阪府のガイドラインを踏まえた
「学校関係者の役割」の 見直しの検証

(5)教 頭

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	A	B	C	D	E
1	○ 校長の補佐、指示伝達、外部対応	◆ 保護者や関係機関との窓口として、全体の連絡調整を行う。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●府「ガイドライン」の文言も追記することにより、役割の明確化が図れる

	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	F	G	H	I	J
1	○ 校長の補佐、指示伝達、外部対応	◆ 保護者や関係機関との窓口として、全体の連絡調整を行う。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無

(6)調理員

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	A	B	C	D	E
1	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を理解し、対応の内容を確認する。	◆ 食物アレルギー対応の必要な児童・生徒の実態について理解し、除去食の内容を確認する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 有 ●持参食の対応も行っているため、「除去食・持参食の内容を確認する」と記載する方がよい	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
2	○ 栄養教諭・学校栄養職員の調理指示をもとに、安全かつ確実に作業する。	◆ 給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)と話し合いながら除去する食品を確認した上で、作業工程表を作成し、調理作業にあたる。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無

	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	F	G	H	I	J
1	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を理解し、対応の内容を確認する。	◆ 食物アレルギー対応の必要な児童・生徒の実態について理解し、除去食の内容を確認する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
2	○ 栄養教諭・学校栄養職員の調理指示をもとに、安全かつ確実に作業する。	◆ 給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)と話し合いながら除去する食品を確認した上で、作業工程表を作成し、調理作業にあたる。	【見直しの必要性】 有 ●乳や卵などの「除去する食品」だけではなく、校内にアレルギー児童がいる場合、様々な食品についてほかの料理への混入がないような確認が必要	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無

大阪府のガイドラインを踏まえた
「学校関係者の役割」の見直しの検証

(5)教 頭

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	K	L	M	N
1	○ 校長の補佐、指示伝達、外部対応	◆ 保護者や関係機関との窓口として、全体の連絡調整を行う。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無

(6)調理員

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	K	L	M	N
1	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を理解し、対応の内容を確認する。	◆ 食物アレルギー対応の必要な児童・生徒の実態について理解し、除去食の内容を確認する。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
2	○ 栄養教諭・学校栄養職員の調理指示をもとに、安全かつ確実に作業する。	◆ 給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)と話し合いながら除去する食品を確認した上で、作業工程表を作成し、調理作業にあたる。	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無	【見直しの必要性】 無
		◎ 他に追加する必要があると思われる役割				◆給食提供前に、食物アレルギー担当調理員が、各個人の除去食対応献立のチェックを行い、記録する。

